

町田市教育委員会会議
教育長 小池慎一郎 様



請願第6号

2024年10月24日

子ども達や保護者を振り回している統廃合計画を白紙撤回し
国の適正規模に基づいて、子ども達も安全に安心して近くの学校に通学し、
子ども達に目の行き届いた各学校の建替え・設置を求めます(請願)

豊かな教育と公正な税金の運用を求める会
事務局

連絡先
電話



(請願の要旨)

子どもたちは、安全に安心して近くの学校に通うのが一番です。

南成瀬小学校と南第2小学校の統廃合計画が進められていますが、現在1学年2学級での目の行き届いた指導・支援や通学の安全性などで比較すると、子どもたちにとっては、統廃合計画はほとんどメリットがありません。

統廃合しないで現在の学校が存続すると、(2028年度の場合)、1クラス25人で子ども達の声もよく聴けて、目の行き届いた教育ができます。

統廃合の場合、1クラス33人で、子どもが相談しようかなと思っても、「先生なんか忙しそう」、「ちょっとそんな雰囲気ではない」とか、声をかけそびれて、遠慮してしまいます。

まして、いじめ等の場合は、子どもが自分から「いじめられている」と話すことはほとんどありません。先生が、普段から子どもの様子が良く見えていて、「あれ、今日はいつもと違うな」と気づくような体制でないと、難しいです。

学校教育法41条では、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情がある時は、この限りでない」とありますが、この「ただし書き」を文部科学省に尋ねると(2023年10月)、「地域によっては1学年1クラスしかできない地域もあるので、そういう想定で限定して考えている」と、文部科学省の示す適正規模は、それなりに重みを持っていると答えていました。

ところが、町田市教育委員会は、文部科学省にその「ただし書き」について直接確認することもなく、アンケート結果と学校教育法第41条の「ただし書き」を都合よく解釈して、小学校の適正規模を1学年3～4学級(1校18学級～24学級)とし、統廃合を進めるために、適正規模から1学年2学級(1校12～17学級)をはずしています。

国立教育政策研究所の353自治体の「小中学校の適正規模」の調査に最近把握している小平市・清瀬市も含めた355自治体では、小学校の適正規模を1学年3学級～4学級としているのは、町田市・小平市・清瀬市・相模原市・狹山市(埼玉県)・札幌市・曾於市(鹿児島県)の7自治体で、極めて稀で全体の1.97%です。

国の適正規模＝1学年2学級を適正規模から外している自治体は、適正規模を1学年3学級とする日野市・和光市(埼玉県)・石狩市を加えて、355自治体のうち10自治体で、全体の2.82%にすぎません。

統廃合に際して、国から補助金も大変少ないので、統廃合を急ぐメリットはありません。本町田地区・南成瀬地区統合新設小学校整備等PFI事業の施設整備費は213億9811万円ですが、それに対して国からの補助金は19億8000万円で、1/10にも満たないのです。財政的にも大変ズサンな計画であることが、どんどん明らかになってきています。

このような状況を踏まえると、統廃合計画は白紙撤回し、子どもたちや保護者・地域の声をしっかりと生かして、各学校ごとに建替え・設置を練るのが大切です。

小学校の適正規模について

①【学校教育法施行規第41条】

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の
実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※ 国＝文部科学省に 地域によっては1学年1クラスしかできない地域も
条文の趣旨を確認 あるので、そういう想定で限定して考えている。

②適正規模の調査研究資料等を踏まえて

国立教育政策研究所（研究代表者：葉養正明）

●全国市区町村教育委員会における小中学校の適正規模や適正配置等に
関する政策動向—学校統廃合答申類の分析 平成24（2012）年2月

※353自治体の分析に「町田市教育委員会の教育委員会会議での指摘（小学
校の適正規模3～4学級：小平市・清瀬市・相模原市）」等も含めて整理。

【全国市区町村教育委員会の小学校の適正規模】

適正規模の学級数（1学年）	その自治体
3～4学級	町田市・小平市・清瀬市・相模原市（神奈川県） 狭山市（埼玉県）・札幌市・曾於市（鹿児島県） 7自治体
（国の標準＝適正規模） 「2学級」を適正規模 から外している自治体	上記の7自治体（のほかに） 適正規模＝3学級 日野市・和光市（埼玉県） 石狩市（北海道） 10自治体
【東京都では】	
1学級以上	新宿区
2～3学級	墨田区・江東区・大田区・中野区・杉並区・板橋区・ 北区・練馬区・葛飾区・台東区・豊島区・世田谷区・ 港区・八王子市・西東京市・東久留米市・福生市
2～4学級	足立区・府中市・青梅市・武蔵村山市
2学級以上	文京区・渋谷区・多摩市
【地方では】	
1学級以上	標津町（北海道）・八幡平市（岩手）・佐渡市（新潟） 糸魚川市（新潟）・柏崎市（新潟）・富津市（千葉） 南房総市（千葉）・福知山市（京都）・雲南市（鳥取） 佐伯市（大分）・天草市（熊本）・西海市（長崎）
1～3学級	いわき市（福島）・田原市（愛知）・長門市（山口）

(請願の理由)

今日は意見陳述の機会を与えてくださり、ありがとうございます。
南成瀬に住んでいる佐藤と申します。

①「通学の安全の確保」について

現在、南成瀬小学校と南第2小学校は、恩田川を間にして、通学としてはまとまっていますから、安全性は保たれています。

統合すれば、それだけ学校も遠くなり通学時間もかかり、毎日の通学で疲れてしまいます。交差点も増えれば、「見守り隊」でその分までカバーするのも難しくなり、確実に子どもたちの通学は危なくなります。

前に、恩田川にかかる「二反田橋」を渡るのは危ないことを述べて、教育委員会の方から「通学路」から外してあると説明がありました。

通学路について、自分の子どもに「どうだった？」と尋ねてみると、「子どもの事情もあって、早く学校に行かないといけな日は、(通学路ではなく)近道を行ってたよ」と話していました。

「二反田橋」は、毎日成瀬高校の生徒が渡っていますから、小学校の子ども達も、急いでいる時など、「高校生も毎日渡っているし」「大丈夫なんじゃないの」と渡ると思います。通学区域全体が、より安全であることが基本です。

統廃合計画では、未だに「通学の安全性」は、クリアされていません。

②小学校の「適正規模」について

東京都においては、1学年3学級～4学級を適正規模としているのは、町田市・小平市・清瀬の3市だけで、異例となっています。

国と同じ適正規模1学年2～3学級としているのは、墨田区・江東区・大田区・中野区・杉並区・板橋区・北区・練馬区・葛飾区・台東区・豊島区・世田谷区・港区・八王子市・西東京市・東久留米市・福生市などです。

適正規模を1学年2～4学級としているのは、足立区・府中市・青梅市・武蔵村山市などです。

適正規模を1学年2学級以上としているのは、文京区・渋谷区・多摩市です。

新宿区は、適正規模を1学年1学級以上としています。

地方では、児童生徒数が少ないこともあり、適正規模を1学年1学級以上としているところ、1学年1～3学級としているところがあります。

③小学校の「設置基準」(文部科学省令)について

子どもたちには、それぞれの持ち味や個性があり、心身の発達や成長を支えるために、文部科学省は、学校施設を大きくは教室等を含めた校舎面積と「運動場の面積」の視点から、文部科学省令で「小学校設置基準」を設定しており、その「小学校設置基準」は、「小学校を設置するのに必要な最低の基準」と位置づけています。「校舎や運動場の面積は、別表に定める面積以上とする」として、別表では、その算定の仕方を示しています。

9月市議会に、

「本町田地区・南成瀬地区小学校統廃合計画の『要求水準書』において 心身の発達を大切にして 校舎面積と同様に『運動場の面積』も『小学校設置基準』(文部科学省令)を充たす努力を求める請願を提出しました。内容的には、全会一致でも良く、賛成16・反対18で不採択でしたが、学校を設置する際は、文部科学省の「設置基準」を大切にする視点が広がりました。

文部科学省は、設置基準の「運動場」について、文部科学省の手引き＝「公

立学校施設台帳作成提要」の中で、「設置者の所有にかかわる土地のうち、当該学校の屋外における体育・スポーツの利用に供している部分及びその周辺部分（屋外プールはここに含まれる）」と規定しています。

町田市の市立小学校は現在42校ありますが、郊外ということもあり、運動場は広く、37校が設置基準を充たしています。

9月11日市議会文教社会常任委員会の請願の審議の中で、学校教育部長は運動場が狭い小山ヶ丘小学校を取り上げて、「運動場は5406㎡だが、それから飼育小屋や倉庫等を除いたグラウンドは4900㎡・・・」と説明しました。

念のため、文部科学省に確認したところ、飼育小屋や倉庫（体育の用具が入っている）の面積は、運動に使われることはないから、運動場の面積には元々カウントしない→小山ヶ丘小の運動場5406㎡には、飼育小屋や倉庫の面積は元々入っていないので、学校教育部長が飼育小屋や倉庫を除くとグラウンド（運動場）は4900㎡というのは間違いということでした。

同様に、小野寺議員の質問に対して、施設課長は、「屋外プールの面積は、トイレ・更衣室等を含めておよそ800㎡程度で、この面積は文部科学省に届けている運動場の面積に含まれています」と答弁しました。

文部科学省の手引きに、屋外プールのトイレ・更衣室等は、運動場の面積としてカウントしないことが記載されていますが、更に念のために文部科学省に電話で確認したところ、文部科学省は「手引きに書いてある通り、トイレ・更衣室等の面積は運動場の面積としてカウントしませんよ」ということでした。

学校教育部長も施設課長も、運動場の面積の算定・計算の際の、文部科学省の手引きの基本的な事柄を理解していない状態でした。

町田市の現場の先生方は、厳しい教育条件のもとで取り組んでくださっているとします。各都道府県の教育委員会から説明を受けたり調査も行っていますが、町田市の教育委員会事務局は、全国的に見てかなり水準が低いように思われます。

このように基本的な事柄の理解が不十分なまま、統廃合だけは進めているので、実情は、一番大切にしないといけない子ども達や保護者を振り回しています。このままでは、全国に先駆けて、子ども達を置き去りにした「教育の破壊」に繋がります。

これまでの統廃合計画を白紙撤回し、国の適正規模に基づいて、子ども達が安全に安心して近くの学校に通学し、子ども達に目の行き届いた学校の建替え・設置が必要です。

参考までに、多摩地域・近隣の自治体で、運動場の面積など「設置基準」を充たしているのか、各教育委員会の資料で、調査しています。

多摩市は小学校の適正規模1学年2学級以上で、市立小学校17校、中学校9校ですが、運動場は町田市より広く、小中26校の全校で設置基準を充たしています。

八王子市は小学校の適正規模1学年2～3学級ですが、確実な資料では市立小学校66校のうち62校で運動場の設置基準を充たしており、中学校37校のうち36校で運動場の設置基準を充たしています。かなり広い所もあります。

④教育委員会会議について

教育委員の方々は、特別職公務員になりますが、町田市の教育委員会制度の紹介では、「教育、学術及び文化に関し識見を有する者」と記載されています。

保護者や市民から出された請願に対して、子どもたちの教育を一緒に支える視点から、審議し深めていただきたいと思います。

これまで、審議を伺ってきましたが、①請願者には、質問しない(意見を言う機会が増えるから)②「願意には添えない」と型にはまった発言で、審議に深まりがないように感じます。

教育委員会事務局の案の承認・追認が中心になっていないでしょうか。他都市の教育委員に比べて、子どもの視点に立って、教育委員会事務局の機能のチェックや、審議を通じて深めるなど、本来の教育委員の役割を果たしていないように映ります。

また、研究職の方については、会議の現在のようなあり方が続けば、持ち味が発揮できず、却って研究の実践力に支障が出てこないだろうかと心配もします。

教育委員の本来の役割を自覚して、教育委員会事務局と保護者・市民とのコーディネーターになっていただきたいと思います。